一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年七月十九日の総社員の同意により、名称を一般社団法人覗町内会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月八日

兵庫県淡路市大谷二六番地二

無限責任中間法人覗町内会

代表社員　高田榮太郎

正　誤

平成二十一年三月三十一日（号外特第七号）公布法律第九号地方税法等の一部を改正する法律中、第一条（地方税法の一部改正）中第三百四十三条第五項の改正規定、附則第十一条第六項の改正規定、同条第二十六項の改正規定及び附則第十一条の七の改正規定並びに附則第一条第五号及び附則第四条第三項中「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月二十四日農地法等の一部を改正する法律の公布により「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）」となった。

同日（同号外）公布法律第十三号所得税法等の一部を改正する法律中、第五条（租税特別措置法の一部改正）中の第十一条の三第二項の追加規定及び附則第一条第二号中「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年四月三十日我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の公布により「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）」と、同第五条中の第十一条の七第一項の追加規定及び附則第一条第三号中「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年四月二十四日米穀の新用途への利用の促進に関する法律の公布により「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）」と、同第五条中の第三十四条の二第二項第十三号イの改正規定及び附則第一条第六号中「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年七月十五日商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の公布により「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)」と、同第五条中の第七十六条第二項の追加規定並びに附則第一条第五号、附則第二十九条第三項、附則第四十三条第二項及び附則第五十八条第二項中「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月二十四日農地法等の一部を改正する法律の公布により「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）」と、附則第一条第四号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年五月二十日高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の公布により「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百号地方税法施行令等の一部を改正する政令附則第一条第四号中「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月二十四日農地法等の一部を改正する法律の公布により「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百四号所得税法施行令の一部を改正する政令附則第一条第三号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年五月二十日高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の公布により「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百五号法人税法施行令の一部を改正する政令附則第一条第一号中「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年四月三十日我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の公布により「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）」と、附則第一条第二号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年五月二十日高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の公布により「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百八号租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令中、第一条（租税特別措置法施行令の一部改正）中の第六条の二の二第一項の追加規定及び附則第一条第三号中「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年四月二十四日米穀の新用途への利用の促進に関する法律の公布により「米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)」と、同第一条中の第二十二条の八第二十項第一号イの改正規定及び附則第一条第五号中「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年七月十五日商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の公布により「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）」と、同第一条中の第四十条の六第十項第三号の改正規定並びに附則第一条第四号及び附則第四十四条第二項中「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月二十四日農地法等の一部を改正する法律の公布により「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）」と、附則第二十条第二項中「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年四月三十日我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の公布により「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）」と、附則第一条第七号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年五月二十日高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の公布により「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）」となった。

同年四月二十四日（号外第八十八号）公布法律第二十六号米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律附則第六条中「消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月五日消費者庁及び消費者委員会設置法の公布により「消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）」となった。

同年四月三十日（号外第九十二号）公布法律第二十九号我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号中「株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月二十六日株式会社企業再生支援機構法の公布により「株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）」となった。

同年五月二十九日（号外特第十号）公布法律第四十一号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号中「防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年六月三日防衛省設置法等の一部を改正する法律の公布により「防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）」となった。

同年六月五日（号外第百十七号）公布法律第四十九号消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第一条第五号中「公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年七月一日公文書等の管理に関する法律の公布により「公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）」となった。

同年六月十九日公布法律第五十四号中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第五条中「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年七月三日株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の公布により「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十七号）」となった。

同年六月二十四日（号外第百三十二号）公布法律第五十八号金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号中「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）」は、平成二十一年七月十日商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の公布により「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）」となった。

内閣官房官報報告主任

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

◎号外　九月八日付第一九三号九六ページ●同日付政府調達第一六六号二四ページ
◎付録　八月官報目録一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号 独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円） 本号一部　一三六円（本体一三〇円） （配送料別）